

概要版

吉岡町 男女共同参画基本計画 2019~2023



平成31年3月

吉岡町

■計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」はその前文で、男女共同参画社会を、

男女がお互いを尊重しつつ責任も分かち合い、
性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮
することができる社会



と定義しています。

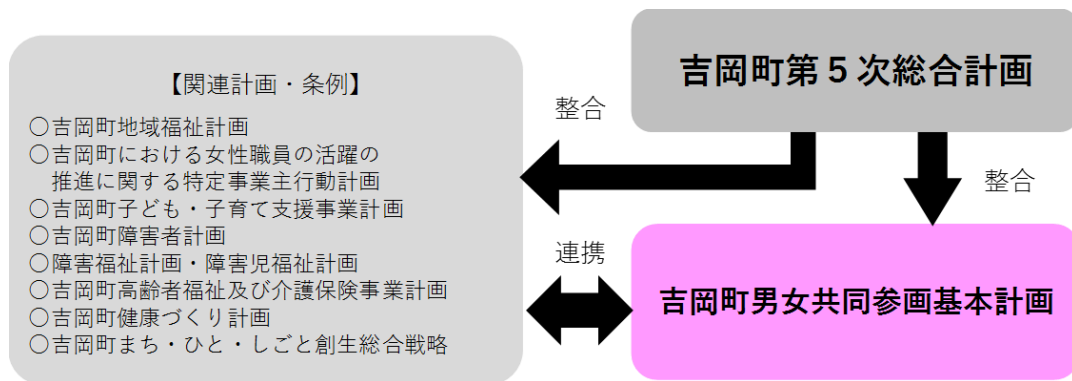
吉岡町においても、男女共同参画社会の実現を目指して、様々な施策を総合的・計画的に推進していくため、この計画を策定しました。

■計画の性格・位置付けと期間

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく『市町村男女共同参画計画』であり、「群馬県男女共同参画推進条例」に記載された「市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動」の指針となる計画です。

また、「女性活躍推進法」に基づく『市町村推進計画』及び「DV防止法」に基づく『市町村基本計画』を含んでいます。

計画策定にあたっては、『第5次吉岡町総合計画後期基本計画』が示す施策目標の下、男女共同参画に関わる他の個別計画と整合性を図っています。



計画期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間です。

	年度							
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
吉岡町	策定	男女共同参画基本計画						
群馬県	男女共同参画基本計画（第4次）							
国	第4次男女共同参画基本計画							

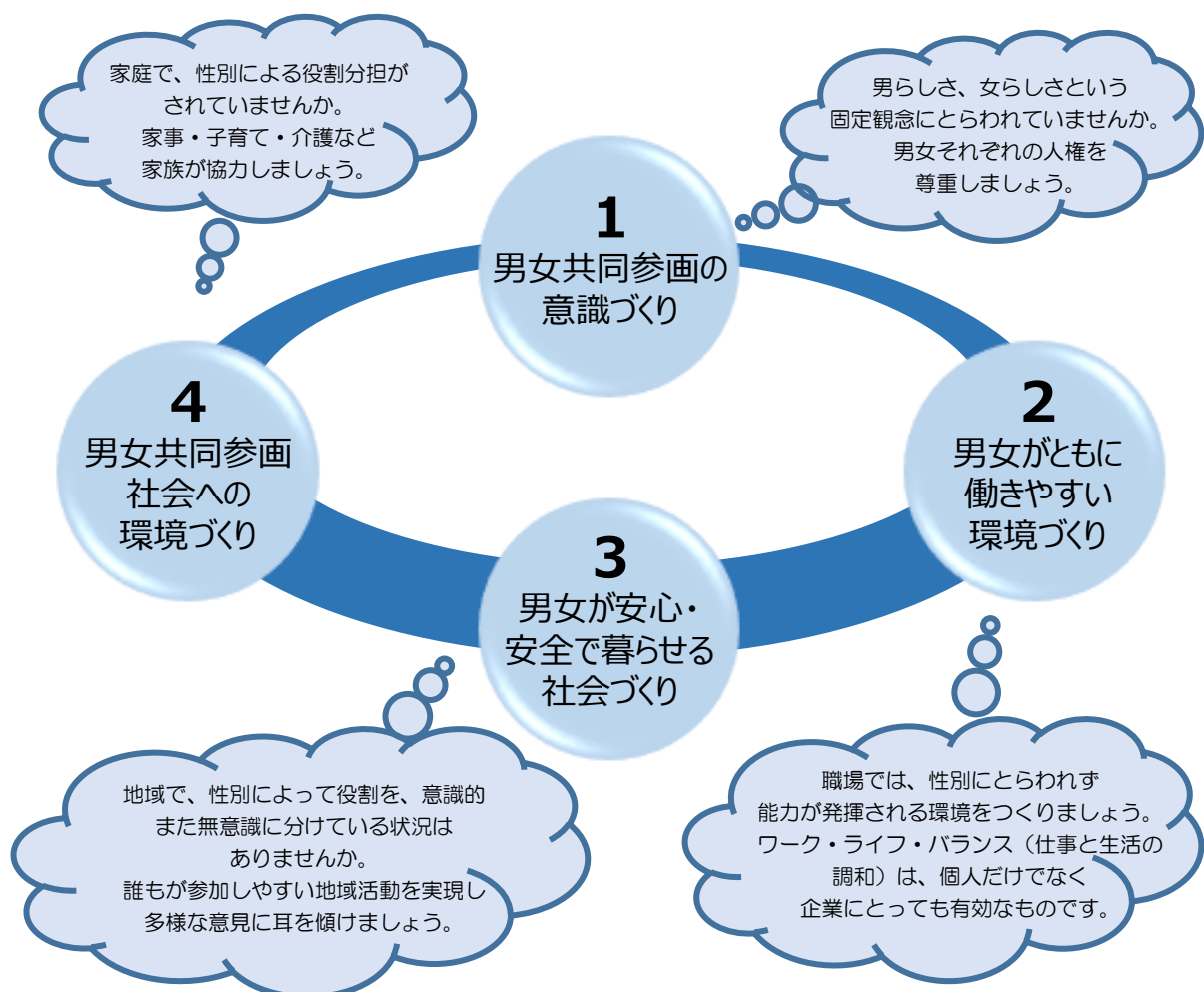
■計画の基本理念

町民一人ひとりが性別にとらわれることなく、より良い社会を構築することを目的として、基本理念を定めました。

未来へ向けて、町民一人ひとりが尊重し合い、性別にとらわれることなく、仕事や家庭生活、地域活動などへ共に参画できる社会の実現

■計画の基本目標

基本理念の下、男女が互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の確立に向け、町では4つの基本目標を定めました。

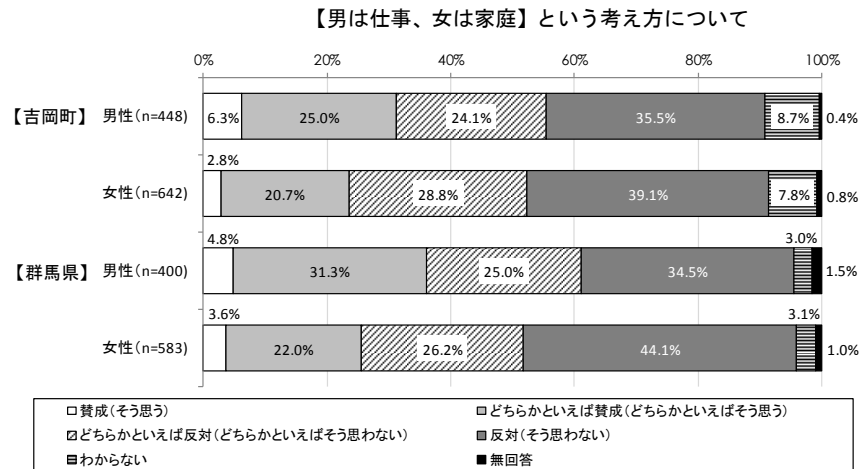


●基本目標 1

男女共同参画の意識づくり

本町では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人は、男性が 31.3%、女性が 23.5%で、男女とも県全体よりもやや少なくなっていますが、反対の人が県全体よりも多いわけではありません。

男女共同参画の意味や意義についての周知・啓発活動を、若い世代への教育も含め推進し、性別役割分担の固定観念の解消に努めます。



出典：【吉岡町】平成 29 年アンケート調査 【群馬県】平成 26 年県民意識調査

1. 広報・啓発の推進

- 男女共同参画を推進するためのセミナー開催
- 男女共同参画情報収集・発信
- 吉岡町男女共同参画推進条例の制定の検討
- 国・県・関係機関との連携強化
- 国の男女共同参画週間と連動した啓発活動

2. 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進

- 男女平等の視点に立った教育・学習の推進
- 職員研修の充実
- 保育所等における男女平等な教育・保育の推進

3. 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

- 生涯学習の充実
- 図書館における男女共同参画に関する図書書の充実

4. 人権を尊重する意識の啓発

- 人権相談窓口の周知
 - あらゆる暴力の根絶に向けた人権意識の啓発
 - LGBT 等（性的少数者）への理解促進
- LGBT 等とは、性的指向が同性や両性に向かう、自分自身の性に違和感を持つ、自分自身の性がわからない、などの特徴のこと。

目標とする項目	基準値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
家庭生活において男女が平等となっていると思う割合	30.5%	50.0%
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女が平等となっていると思う割合	13.3%	50.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」「どちらかといえば反対」の人の割合	63.3%	80.0%
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	41.9%	100.0%

●基本目標2

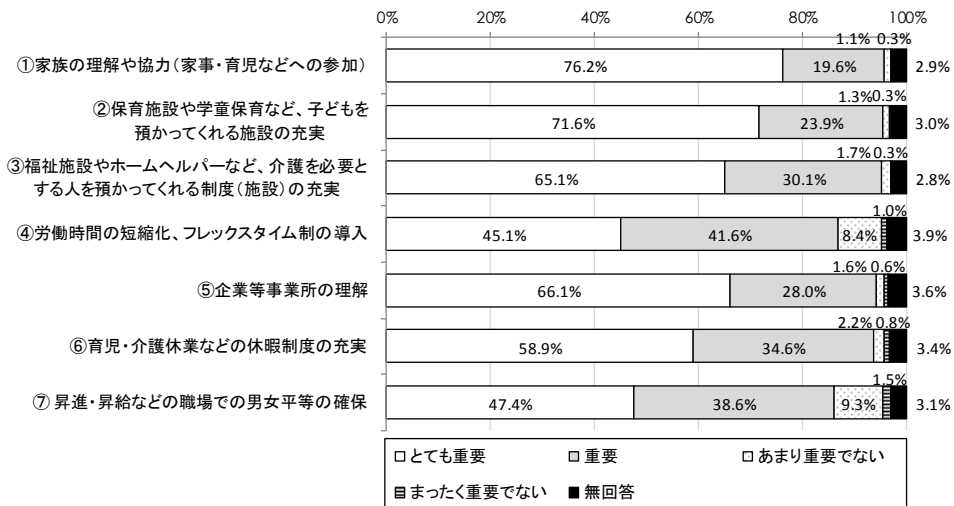
男女がともに働きやすい環境づくり

女性が結婚・出産後も働き続けるために重要だと思うこととして、「とても重要」との回答が多かったのは、「家族の理解や協力(家事・育児への参加)」(76.2%)、「保育施設や学童保育など、子どもを預かってくれる施設の充実」(71.6%)、「企業等事業所の理解」(66.1%)、「福祉施設やホームヘルパーなど、介護を必要とする人を預かってくれる制度(施設)の充実」(65.1%) などとなっています。

自ら就業を望む人が、調和のとれた仕事と家庭での生活「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指して、個人や企業を対象とした様々な支援や啓発活動を行います。

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事や家庭生活、地域生活、個人としての生活などを、自分自身が希望するように行える状態のこと。

【女性が結婚・出産後も働き続けるために重要だと思うこと】(回答者数 1,113)



出典:【吉岡町】平成29年アンケート調査

1. 労働環境に対する支援

- 国・県等の相談機関の周知
- 女性の農業経営参画に向けた環境整備

2. ワーク・ライフ・バランスの環境整備

- 男性の子育ての促進
- 育児休業制度の普及・定着
- 労働環境改善のための情報提供・啓発
- 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の普及・促進

3. 子育て支援の充実

- 子育て支援センターの充実
- 子育て世代包括支援センターの開設
- 相談窓口の連携強化
- 保育所等の充実
- 放課後児童クラブの充実
- 児童手当・児童扶養手当の支給

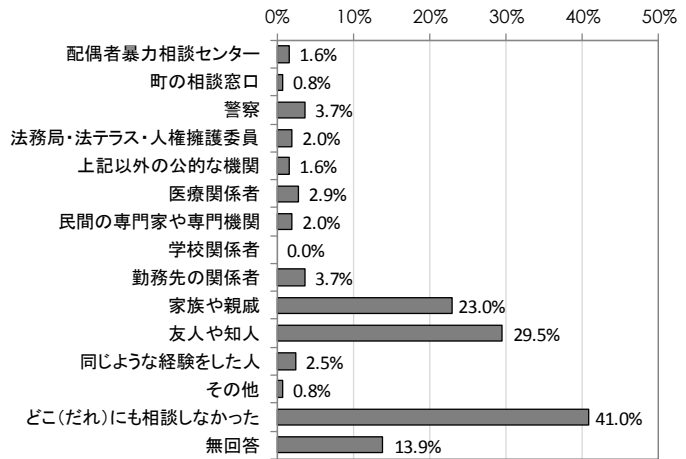
●基本目標3

男女が安心・安全で暮らせる社会づくり

高齢者や障害者、ひとり親家庭、貧困やDVなど様々な困難を抱える人が、安心して暮らせるよう、また、妊産婦を含む全ての町民が健康で暮らせるよう、環境整備に努めます。

アンケート調査において、4割を超えている、暴力行為を受けたあと「どこ(だれ)にも相談しなかった」人を減らすために、暴力の撲滅に向けた広報・啓発活動を推進します。

【暴力行為を受けたあと相談した先】(回答者数 244)



出典:【吉岡町】平成29年アンケート調査

1. 母子の保護と保健事業の充実

- 母子保健手帳の交付
- 働く女性の母性の保護
- 健やかな成長、発達支援と育児不安の軽減
- 妊婦健康相談(手帳交付時)
- 妊婦と胎児の健康増進

2. 高齢者福祉の充実と社会参加の促進

- 高齢者福祉の充実
- 高齢者に対する活動機会の充実

3. 障害福祉の充実と社会参加の促進

- 計画的な障害福祉サービスの提供
- 一人ひとりのライフスタイルに合わせた生活支援

4. 暴力の撲滅に向けた広報・啓発活動の推進

- DV防止の意識づくり
- DV等に関する相談・支援体制の充実
- デートDVに関する周知・情報提供
- 児童虐待の早期発見・適切な対応の強化と虐待の予防啓発
- 国・県等の相談機関の周知
- セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

DVとは、家庭内の強者から女性や子どもなどの弱者に対し継続して行われる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。デートDVとは、交際しているカップル間でのDVのこと。

5. 地域の健康づくりの推進

- 健康への意識づくり
- 健康づくり教室(料理教室、運動教室など)の開催
- こころの健康の大切さの普及
- 町民の食生活改善
- 特定健康診査、特定保健指導受診率の向上

目標とする項目	基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
暴力を受けたとき、誰(どこ)にも相談しなかった人の割合	41.0%	20.2%

●基本目標4

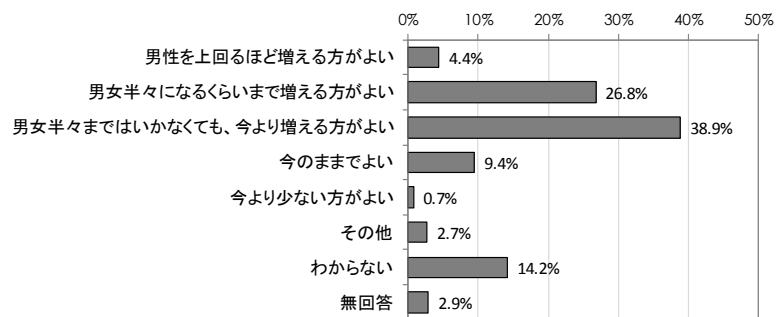
男女共同参画社会への環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女それぞれの視点に立った意見をあらゆる分野で公平に取り入れる必要があります、そのためには、組織や家庭における重要な意思決定や方針決定の過程に男女が等しく参加することが重要です。

自治会やPTA等の代表や職場の役職、議員や審議会委員など、方針決定の場に女性の参画が「増えるほうがよい」との回答は7割に達しています。

女性の活躍を推進するために、従来女性の参画が少なかった職務などへ女性の登用を図るとともに、地域における男女共同参画を進めるための取組を促進します。

【方針決定の場に女性が参画することについて、どう思うか】(回答者数 1,113)



出典:【吉岡町】平成29年アンケート調査

1. 地域における男女共同参画の推進

- 地域活動に参加しやすい環境づくり
- 女性が活躍できる地域活動の条件整備
- 協働のまちづくりの推進

2. 行政における男女共同参画の推進

- 審議会等委員の女性委員の登用
- 女性職員の管理職等登用の推進
- 育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり
- 男性職員の育児休業取得の推進
- 職場におけるハラスメント防止対策の推進
- 一般事業主行動計画に関する啓発

3. あらゆる女性を支えるための環境整備

- 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり
- ひとり親家庭等への支援

4. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

- 女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり

目標とする項目	基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
町の管理職に占める女性の割合	7.4%	15.0%
審議会・委員会等の女性委員の割合	24.2%	40.0%
町の男性職員の育児休業取得率	16.6%	18.0%

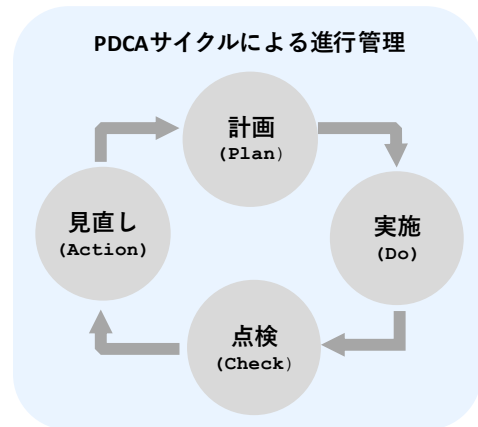
■計画の推進

本町が目指す男女共同参画社会の実現に向けては、町民一人ひとりの男女共同参画に関する理解と、関係団体、町内事業者及び行政がそれぞれの役割を担いつつ、協力しながら行動することが重要です。

また、計画に掲げる施策を効果的なものとするため、庁内の各担当部署間の連携、地域で活動する各種団体や関係機関、国や県などとの連携を深め、協力と助言を受けつつ計画を推進します。

計画の進行管理は、計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、進捗の点検（Check）、必要な見直し（Action）の各段階を順次踏みながら計画の実効性を高める「PDCA サイクル」により行います。

サイクルのポイントとなる「C」ステップでは、施策の実施状況の点検と必要な改善に関する協議を行い、次の「A」ステップに繋げていきます。



●男女共同参画に関する各種相談窓口●

女性のための電話相談（とらいあんぐるん相談室） （ぐんま男女共同参画センター）

- 相談内容：
家庭生活における役割や協力、女性の自立や能力の発揮
性差に関する悩み など
- 電話：027-224-5210
(火～金 9:00～12:00 13:00～16:00)
(土・日曜日 9:00～12:00)

群馬県女性相談センター （配偶者暴力支援センター）

- 相談内容：
DV被害についての相談
- 電話：027-261-4466
(平日 9:00～20:00)
(土・日・祝日 13:00～17:00)

すてっぴぐんま （公益社団法人被害者支援センター）

- 相談内容：
犯罪や女性に対する暴力などについての相談
- 電話：027-253-9991
(平日 10:00～16:00)

厚生労働省群馬労働局 雇用環境・均等室

- 相談内容：
職場における労働に関する各種相談
- 電話：027-896-4739
(平日 8:30～17:15)

吉岡町男女共同参画基本計画【概要版】

- 発行日 平成31年3月
- 発行者 吉岡町
- 編集 吉岡町町民生活課
〒370-3692
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地
TEL：0279-54-3111（代表） FAX：0279-54-8681

※計画の詳細については、「吉岡町男女共同参画基本計画」本編をご覧ください。